

地域教育コーディネータ派遣事業

島根県教育庁生涯学習課

■ 制度見直しの背景

- ・市町村教委へ派遣した地域教育コーディネータ（社会教育主事）は、ふるさと教育や「地域力」醸成プログラム等において着実な成果を挙げている。
- ・一方、派遣に伴う市町村負担（人件費の1/2相当額）が重く、このままでは受入れを断念せざるを得ないとの悲痛な声の一部団体から寄せられてきた。
- ・ふるさと教育がめざす「ふるさとに愛着と誇りを持つ子ども」を育むという教育理念は、島根県教育委員会としての教育行政の根幹を成す大方針であり、市町村教育委員会の理解と協力を得て、県内の全ての公立小中学校・全学年・全学級で実施してきたところである。
- ・特に、ふるさと教育の第二期（H20～H22）においては、「学社連携・融合」の具体的な方法論の熟度を上げていくとともに、地域人材の発掘・供給の流れを円滑化するため公民館活動との連動性を高めていく必要があり、社会教育主事の専門性に立脚した現場支援を担う地域教育コーディネータの役割は、従来にも増して大きくなると考えられる。
- ・このような状況のもと、市町村の財政力の格差が、「学社連携・融合」や社会教育の分野における施策充実度の格差に直結してしまうような事態が生じないように、県として、地域教育コーディネータ派遣に係る制度見直しを行う必要があると判断したものである。
- ・なお、以下に掲げる負担率の見直しについては、派遣社会教育主事の人件費に係る財源が県のみで普通交付税算入されている現行地方財政制度を考慮したものである。

■ 派遣に伴う給与費等の負担率の見直し

- ・財政力の弱い町村への地域教育コーディネータ派遣を存続させるため、財政力指数が町村平均値（H19：0.237）未満の団体に限って、要綱第13条第2項に規定する給与費等の負担率1/2を1/4に軽減する。
- ・併せて負担率1/4を適用する団体には、周辺の未派遣町村に対し、社会教育主事の専門性に立脚した支援を行うよう協力要請する。

【周辺の未派遣町村に対する代表的な支援（例）】

- ① 「ふるさと教育」を中心とする学社連携・融合事業の効果的な実施に資する支援（学校との連携業務、地域人材を対象とする各種の研修会など）
- ② 「放課後子どもプラン」の普及拡大に資する支援（地域人材を対象とする各種の研修会など）
- ③ 「実証！『地域力』醸成プログラム」など、公民館活動の活性化に資する支援（公民館職員や地域人材を対象とする各種の研修会など）など